

公立大学法人滋賀県立大学学生支援センター規程

平成 2 1 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 128 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第 5 条第 2 項の規定に基づき、学生支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 センターは、滋賀県立大学に在学する学生の学習、課外活動等の学生生活を総合的かつ効果的に支援することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- (1) 学生の履修、資格取得、留学等の学修支援
- (2) 学生のキャリア形成および就職活動の支援
- (3) 学生の経済的援助等福利厚生および課外活動の支援
- (4) 学生の健康診断、保健衛生指導、カウンセリング等健康管理の支援
- (5) その他学生の各種相談対応および支援

(構 成)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学生支援センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 学生支援センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 学科長
- (4) 学科において学生の学習および生活の相談および支援等を担当する教員
- (5) 学科において学生の就職の指導および支援を担当する教員
- (6) 事務局学生・就職支援課および教務課の職員
- (7) その他学長が必要と認めた者

(副センター長)

第 5 条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、理事長が指名する。

2 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委 任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。（第 4 条関係）

付 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条、第 4 条関係）

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第4条関係）